普 及 現 地 情 報 令和4年11月21日 久慈農業改良普及センター 記述者 戸田沢 ひかる

消費税に係るインボイス研修会を開催しました

令和5年10月から始まるインボイス制度の理解と登録申請の要否判断のために、制度開始の1年前にあたる10月27日に研修会を開催し、13名の生産者が熱心に学びました。

当日は八木橋美紀税理士を講師に、「消費税の仕組み」や「軽減税率制度」、「インボイス制度の概要とその対応」などについて講義をいただきました。

インボイス制度は、「インボイス (適格請求書)」を用いて仕入税額控除を受けるため制度です。参加者からは「自分には必要ないと思っていたが対応を検討したい」「取引先へインボイスが必要か確認したい」「領収書や請求書の適切な記載方法がわかった」といった声がありました。

インボイス制度では、販売額 1,000 万円以下の免税事業者であっても J A や卸売市場以外の販売先がある方は、登録申請が必要な場合があります。この機会に、自身の経営で必要かどうかを確認してみてはいかがでしょうか。



インボイス制度について学ぶ受講者たち